

法務省民二第3103号

平成20年12月2日

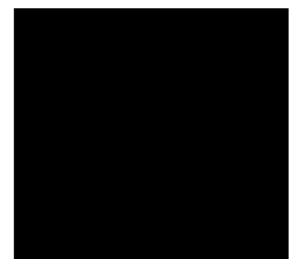
法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

租税特別措置法第83条の4の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり国土交通省鉄道局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



国鉄総第280号

平成20年11月12日

法務省民事局長

倉吉 敬 殿

国土交通省鉄道局長

北村 隆 志

租税特別措置法第83条の4の規定に基づく登録免許税の軽減
に係る証明書の様式について（照会）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第31条の8の規定に基づき国土交通大臣が発行する証明書の様式を別紙のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方依頼いたします。

平成20年11月12日
国土交通省鉄道局総務課企画室

租税特別措置法第83条の4の規定に基づき国土交通大臣
が発行する証明書の様式について（照会）

1. 背景

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）に基づき、継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業について、市町村等の支援を受けつつ事業構造の変更を行うことにより、その路線における輸送の維持を図るための事業として、鉄道事業再構築事業が平成20年10月1日に創設されたところであります。

鉄道事業再構築事業については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第83条の4の規定に基づき、一定の要件を満たす不動産の権利の移転登記に係る登録免許税の特例措置が講じられたところであり、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第31条の8の規定に基づき、同法第83条の4の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書を添付しなければならないとされたところであります。

2. 照会内容

租税特別措置法第83条の4の規定に基づき国土交通大臣が発行する証明書の様式について、別添案のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか、法務省民事局長に対し、意見を求めるものであります。

なお、差し支えない場合には、貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お願いいたします。

租税特別措置法第 83 条の 4 の規定に係る証明申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 〇 〇 〇 〇 殿

(申請者) 住 所
名 称

租税特別措置法第 83 条の 4 の規定の適用を受けたいので、下記事項について証明願います。

- 1 別紙記載の不動産に関する権利の譲渡者及び取得者
譲渡者の住所 〇〇・・・・、名称 〇〇・・・・
取得者の住所 〇〇・・・・、名称 〇〇・・・・
取得者は、租税特別措置法第 83 条の 4 に規定する旅客鉄道事業者である。
- 2 別紙記載の不動産に係る鉄道施設は、租税特別措置法第 83 条の 4 に規定する特定鉄道施設に該当するものである。
- 3 別紙記載の不動産に係る鉄道施設は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 2 条第 9 号の 2 に規定する鉄道事業再構築事業に係る同号の旅客鉄道事業の用に供するために租税特別措置法第 83 条の 4 に規定する鉄道事業再構築実施計画に基づいて取得されたものである。
- 4 鉄道事業再構築実施計画について国土交通大臣の認定を受けた日

平成 年 月 日

(証明番号) 第 号

上記事項は、租税特別措置法第 83 条の 4 の規定に該当するものであることを証明する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 〇 〇 〇 〇

法務省民二第3102号

平成20年12月2日

国土交通省鉄道局長
北村隆志 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第83条の4の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（回答）

本年11月12日付け国鉄総第280号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局及び地方法務局に通知しましたので、申し添えます。